

司法書士

レベルを体感！
「択一ターゲット攻略講座」模擬講義

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 256378

SU25637

2026 司法書士試験 中上級ガイダンス

レベルを体感！
「択一ターゲット攻略講座」模擬講義

司法書士講師 根本正次

ポイント ①	インプットとアウトプットを一挙にできる、画期的テキスト
--------	-----------------------------

本講座のテキストは、見開きで

(左ページ)「〇×式の肢別問題」

(右ページ)「まとめ図表」

というレイアウトにしています。これにより、

①〇×問題で間違えたものを、まとめ図表でインプットできる ②まとめ図表で覚えたものを、〇×問題で確認する ことができます。

受験において必要な知識のインプット・アウトプットをこの一冊で完了できるでしょう。

ポイント ②	こだわったのは学習の効率化
--------	---------------

< 午前の部 >

	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
A ランク (70%以上)	2 2	1 9	2 4	2 9	3 0	2 7	2 5	2 6
B ランク (40%以上)	1 2	1 4	1 1	6	4	6	9	8
C ランク (39%以下)	1	2	0	0	1	2	1	1

< 午後の部 >

	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
A ランク (70%以上)	2 0	1 3	1 6	1 0	2 1	1 7	1 5	1 4
B ランク (40%以上)	1 1	1 6	1 5	2 3	1 2	1 7	1 9	1 8
C ランク (39%以下)	4	6	4	2	2	1	1	3

< 合格のために必要なこと >

A 全部 + B 半分

(合格者の声)

ジャストサイズのテキスト

私は択一ターゲット攻略講座を受講しました。教材の量もコンパクト、受講開始時は「このテキスト量だけでいいのかな、」とってしまうほどまとまっています。しかし、とにかく何度もテキストを回すことが自分の得点アップに直結しているのが実感できたので、ジャストサイズの教材でした。

ポイント ③	もっとこだわったのは、記憶の定着化
--------	-------------------

①「講義内で問題を解く、その後、その部分の説明を受ける」

→ 自分のできないところがわかるから、今記憶すべきところが明確になる

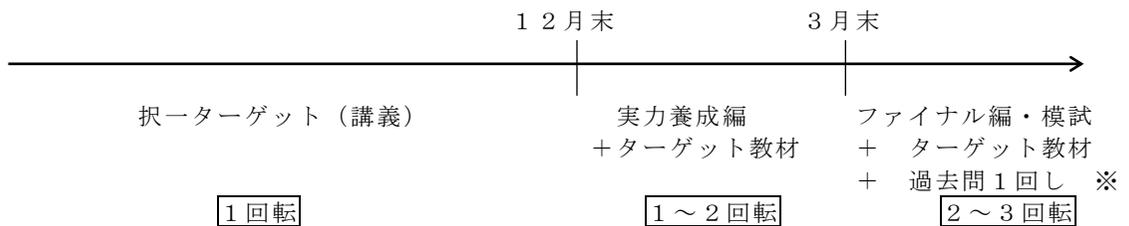
②インプットとアウトプットが一体化している

→「問題を解いて」「講義で説明を聞いて」、「復習時に問題を解く」というプロセスを踏むことによって、1つの知識に3回あたることができる。

③結論の説明をする講義でなく、その考え方・理由付けにこだわった根本の講義

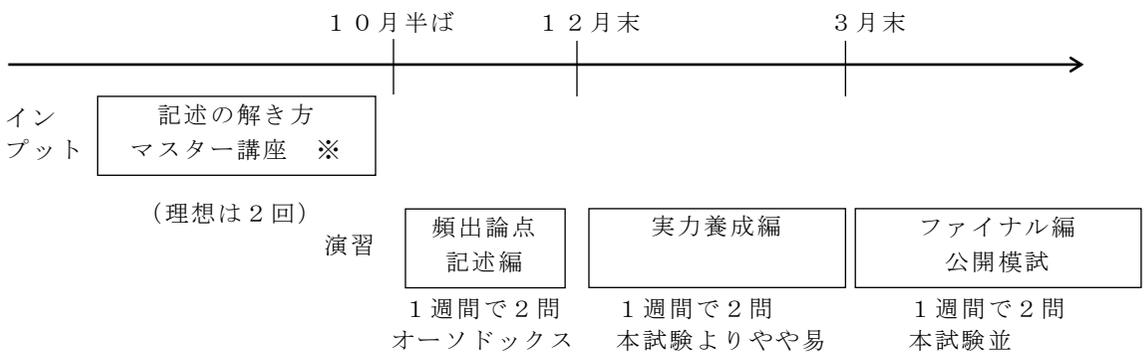
→ 印象深く知識を入れることができる。

ポイント ④	択一ターゲット攻略講座を使った学習戦略
--------	---------------------



※ 直前期まで過去問集に触れる必要はありません。

直前期に、どの年度を解くべきかは「会社法・商登法の講義の最終回」で説明します。



<記述の解き方マスター講座>

この講座では、記述の解き方を学習し、それを問題を使って、実践演習を通して身につけていきます。講義では、解き方はもちろんのこと、実体法の知識の確認、記述テクニックも説明していきます。この講座をこなすことによって、「解き方」「知識」が固まっていき、年明け以降の記述学習の核を作ることができるでしょう。

2026年択一ターゲットの特徴

1. 択一・記述編，全科目一斉配信。自分のペースで、直ぐに学習できる

この講座は、原則、2025年目標に収録した講義を配信します。そのため、申し込み後すぐに、すべての科目を受講できます。

一括配信だから、

- ◆早いうちに弱点科目を強化したい
- ◆特定科目の実力を底上げしたい

早期の弱点对策など、受講生一人ひとりのニーズに応えられます！

2. 2026年対策を別途収録，本試験傾向を踏まえた傾向分析、対策講義

2025年用対策の講義を配信していますが、これとは別に2025年傾向分析講義・対策講義を実施します。

これは、「2025年用の講義では、時間をかけなかった部分」でも「2026年対策としてはしっかり準備すべき部分」を抽出して、その部分をしっかりと説明する講座です。

これにより、2026年対策用の講義として十二分に活用できるようになります。

3. 改正対策について

- ① 明らかに制度がなくなる部分については、問題等を削除
- ② 使用法について、「」で説明

<ひな形テンプレート集>について

◆キホンひな形◆ 及ぼす変更

<p>1 番 抵当権 B → 2分の1 C 2分の1 A 2 番 抵当権 X → (土地全体に設定) → 2分の1 C</p>	<p>(事実関係) 令和2年7月1日、B及びCは、1番抵当権の効力をCの単独所有権の全部に及ぼさせるため、Cが平成20年8月1日に取得した共有持分相当部分を目的として抵当権追加設定契約を締結した。</p>
<p>登記の目的 原因 権利者 義務者 添付情報 登録免許税</p>	<p>1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更 平成20年6月1日金銭消費貸借 令和2年7月1日設定 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 C 登記原因証明情報 登記識別情報 (Cの甲土地甲区3番の登記識別情報又は登記済証) 印鑑証明書 (Cの市町村長作成の印鑑証明書) 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報 (Xの承諾書) 代理権限証明情報 (B及びCの委任状) 金1,500円 (登録免許税法第13条第2項)</p>

- 及ぼす変更の登記を申請するに際して提供すべき登記識別情報は、新たに抵当権の効力が及ぼされる持分についてのもののみで足りる。
- 及ぼす変更の登記は登記上の利害関係を有する第三者の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登記によって申請することができる。

<及ぼす変更登記ができる場合>

- ① 追加設定である
- ② 追加設定の目的物が所有権等の権利または共有持分の一部である。
- ③ 既登記の目的物は、②の権利の残部 (又はその一部) である。
- ④ ②及び③の目的物の権利者が同一人である。

<キホンひな形の変形>

事 例	修正が必要な箇所 及び 表現
<p>甲・乙・丙共有の不動産について甲の持分のみAを抵当権者とする抵当権設定登記がなされた後、甲が乙の持分を取得して甲・丙共有の不動産になった場合において、甲が乙から取得した新たな持分についてもAの抵当権の効力を及ぼしたとき</p>	<p>目的 ○番抵当権の効力を甲持分全部に及ぼす変更</p>

1. 事	取得条項付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行
1. 登	平成〇年〇月〇日発行 第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5000株 (登記事項の記載を省略)
1. 税	9万円(取得条項付株式の一部を取得する場合における2回目以後の新株予約権の発行による登記にあっては、3万円)(登録税別表1, 24, (1)ヌ, ツ)

<必要な手続き及びチェック事項>

取得日の決定 (注)	1 決議権限
	株主総会普通決議(取締役会設置会社にあつては取締役会決議)

↓

株券提供公告	現に株券を発行している株券発行会社においては株券提供公告が必要(会社219I①) →公告媒体は適法か・1か月以上の期間を設けているかを確認
--------	--

↓

財源規制	分配可能額は適法に存在するか(会社170V)
------	------------------------

(注) 会社が別に定める一定の日が取得事由とされている場合を前提とする
取得事由が定款に定められている場合には、その事由の発生を確認すること

<必要な手続き及び添付書類>

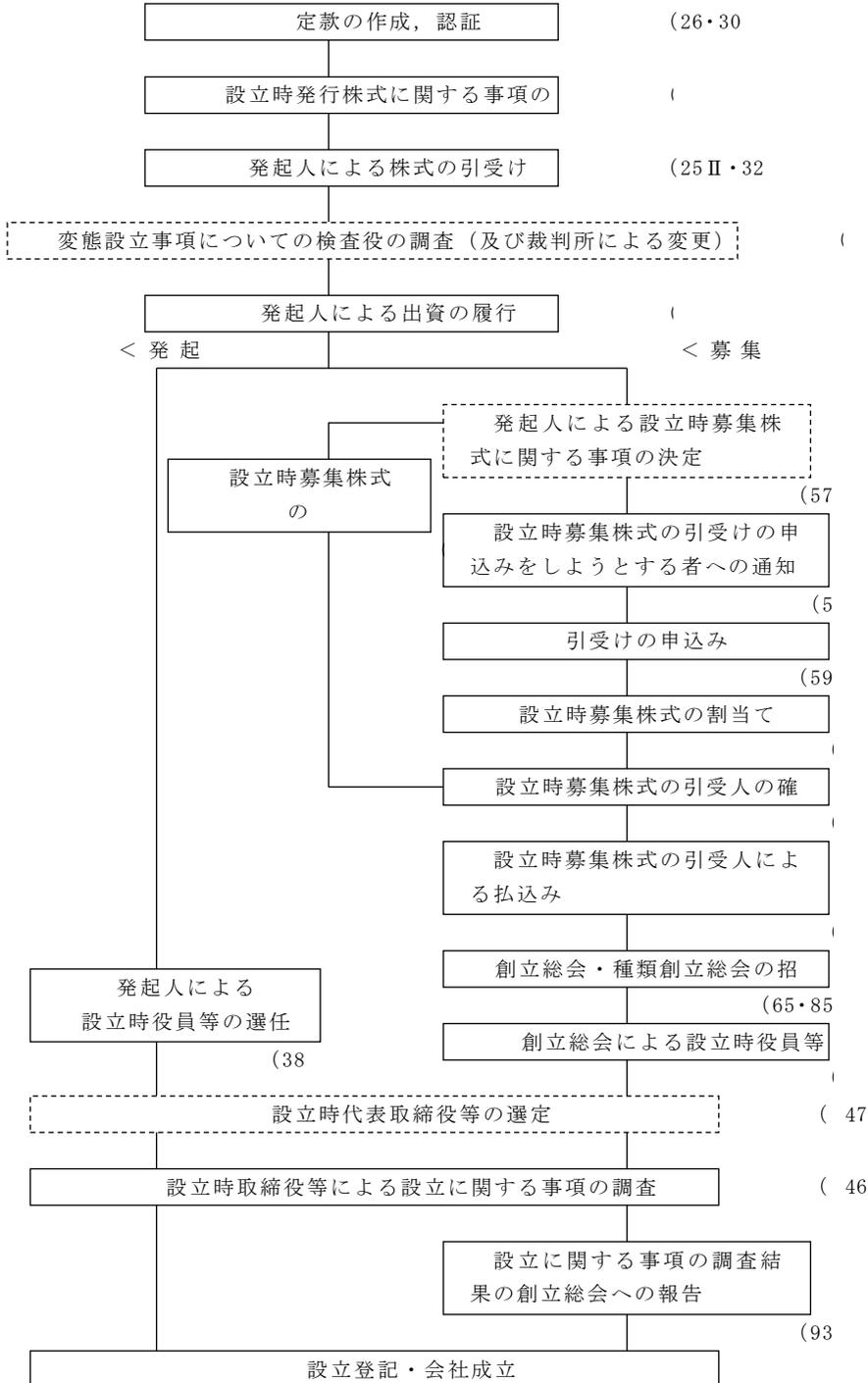
	添付書類	添付が要求される場合
取得日の決定 (注)	取締役会設置会社でない →株主総会議事録+株主リスト 取締役会設置会社 →取締役会議事録	会社が別に定める一定の日が取得事由とされている場合
株券提供公告	株券提供公告をしたことを証する書面(商登62) 株式の全部について株券を発行していないことを証する書面(商登62)	株券発行会社で、一部でも株券を「発行している」場合 株券発行会社で、(株式の全部について)株券を「発行していない」場合
財源規制	分配可能額が存在することを証する書面(商登規61X)	-----
その他	当該新株予約権の内容の記載がある定款等	取得によって初めてする新株予約権の発行による登記の場合

(注) 取得事由が定款に定められている場合には、取得事由の発生を証する書面(商登59I①)を添付する

第1編 株式会社

第1章 設立

【設立手続概略】



【株式に関する事項の決定】

(会社法)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 設立時発行株式の数は、発起設立の場合には、発起人の全員の同意によって定めるが、募集設立の場合には、創立総会の決議によって定める。〔22-27-ウ〕 | × |
| 2 | 定款の作成後に、設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額を定めるには、発起人が数人あるときは、その過半数の同意を得なければならない。〔14-28-ウ〕 | × |
| 3 | 設立時募集株式の払込金額は、当該募集ごとに、均等に定めなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 4 | 設立時発行株式を引き受ける者の募集をする場合において、設立時発行株式の数を定款で定めていないときは、発起人は、設立時募集株式に関する事項を定める時まで、その全員の同意によって、定款を変更して設立時発行株式の数の定めを設けなければならない。
〔28-27-ア〕 | × |
| 5 | 発起人は、一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日を、発起人全員の同意によって定めなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |

(商業登記法)

- | | | |
|----|--|---|
| 6 | 当該設立が発起設立である場合において、定款に設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額の定めがなく、後にこれを定めたときは、設立の登記の申請書には、これを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。〔令5-29-エ〕 | ○ |
| 7 | 設立時発行株式を引き受ける者の募集をする場合において、定款に設立時募集株式の数、設立時募集株式1株と引換えに払い込む金銭の額及び設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日に関する事項の定めがないときは、設立の登記の申請書には、当該事項を決定した発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。〔令4-28-ウ〕 | ○ |
| 8 | 募集設立において、当該設立の登記の申請書には、資本金及び資本準備金の額に関する事項を定めた発起人の全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 9 | 設立しようとする会社の定款に成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定めがない場合において、当該株式会社に払込み又は給付をした財産の額の一部を資本金として計上しないときは、設立の登記の申請書には、当該事項について発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
〔令3-28-ウ〕 | ○ |
| 10 | 設立時発行株式を発行する場合には、設立の登記の申請書に設立時発行株式の払込金額の記載がされている定款を添付することを要する。
〔3-37-3 (24-28-ア)〕 | × |
| 11 | 設立時募集株式の数及びその払込金額その他の設立時募集株式に関する事項を定めた場合、当該設立の登記の申請書には、設立時募集株式の数及びその払込金額その他の設立時募集株式に関する事項を決定したことを証する書面として、創立総会議事録を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | × |

- | | | |
|----|--|---|
| 12 | 発起設立の場合も、募集設立の場合も、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数の記載が定款にあるときは、これを定める発起人全員の同意を証する書面を別途添付する必要はなく、定款の記載を援用すれば足りる。〔17-30-イ〕 | ○ |
| 13 | 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、発起人が割当てを受ける設立時発行種類株式が、定款において当該種類株式の内容の要綱を定めているものであるときは、設立の登記の申請書には、当該種類株式の内容を定めた発起人全員の同意書を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 14 | 当該設立が発起設立であり、発起人がA及びBのみである場合において、A及びBの同意により、各発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数を10株ずつとしつつ、これと引換えにAが払い込む金銭の額を100万円、Bが払い込む金銭の額を50万円とそれぞれ定めたときは、その旨のA及びBの同意があったことを証する書面を添付しても、設立の登記を申請することはできない。〔30-29-ア〕 | × |

【株式に関する事項の決定】

	設立時発行株式に関する事項の決定 (会社32Ⅰ)	設立時募集株式に関する事項の決定 (会社58Ⅰ)
定める事項	①発起人が割当てを受ける 設立時発行株式の数 ★1 ②①と引換えに 払い込む金銭の額 ★2.6 ③成立後の株式の 資本金及び資本準備金の額に関する事項 ★8.9	① 設立時募集株式の数 (設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、その種類及び種類ごとの数。) ② 設立時募集株式の払込金額 (設立時募集株式1株と引換えに払い込む金銭の額をいう。) ★11 ③ 設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間(払込期日又は払込期間) ★7 ④一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日★5
定める方法	・定款 ★12 ・発起人の全員の同意 ★4.10	・発起人の全員の同意 ※ 定款で定めるわけではない
発行条件の均等	不要 ★14	必要(会社58Ⅲ)(注)

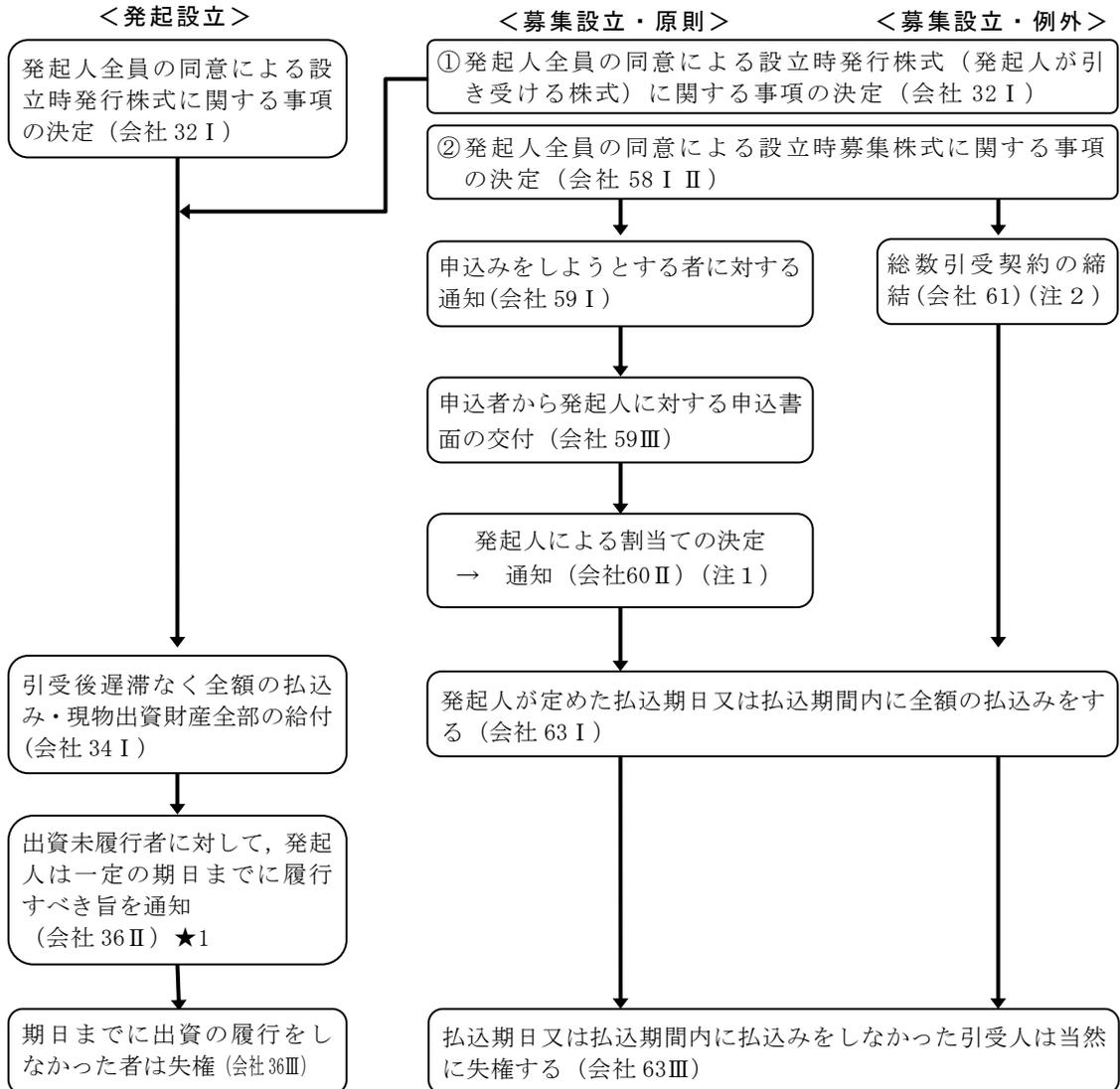
(注) 設立時募集株式の払込金額その他の募集の条件は、当該募集(設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、種類及び当該募集)ごとに、均等に定めなければならない(会社58Ⅲ)。★3

- 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、発起人が割当てを受ける設立時発行株式が会社法108条3項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない(会社32Ⅱ)。★13

【出資の履行手続】

- | | |
|--|---------------------------------|
| 1 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を当該期日の2週間前までに通知しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 2 発起人は、設立時募集株式を、申込者が引き受けようとする設立時募集株式の数に応じて、均等に割り当てなければならない。
〔28-27-イ〕 | × |
| 3 発起人は、総数引受契約の場合を除いて、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日の前日又はその期間の初日の前日までに、設立時募集株式の申込者に対し、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を通知しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 4 発起人は、設立時募集株式の一部の割当てを受けることはできるが、設立時募集株式の全部の割当てを受けることはできない。〔オリジナル〕 | ×
設立時募集株式の割当て
先には、特に制限はない |
| 5 株式会社が募集株式を引き受けようとする者と総数引受契約を締結する場合、募集株式を引き受けようとする者は1名でなければならない。
〔オリジナル〕 | × |

【出資の履行手続】



(注 1)

- ① 発起人が、設立時募集株式の割当てを受けて、引き受けることができ、発起人が設立時募集株式の全てを引き受けることもできる。★4
- ② 発起人は、申込者の中から設立時募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる設立時募集株式の数を定めなければならない。この場合において、発起人は、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を、申込みの数よりも減少することができる。★2
- ③ 発起人は、総数引受契約の場合を除いて、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日の前日又はその期間の初日の前日までに、設立時募集株式の申込者に対し、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を通知しなければならない。★3

(注 2)

募集株式を引き受けようとする者は一人であることを要せず、二人以上を相手方として契約を締結することも可能である (別冊商事法務No295 P 56)。★5

【発起人と設立時募集株式の引受人の比較】

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 募集設立における発起人のうち出資の履行をしていない者がある場合において、当該発起人に対し、期日を定め、当該期日までに出資の履行をしなければならない旨の通知がされたときは、当該期日までに出資の履行をしなかった発起人は、株主となる権利を失う。
[20-28-オ] | ○ |
| 2 | 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の募集設立の場合において、設立時募集株式の引受人のうち払込期日に払込金額の全額の払込みをしていない者があるときは、発起人は、当該引受人に対し、別に定めた期日までに当該払込みをしなければならない旨を通知しなければならず、その通知を受けた当該引受人は、その期日までに当該払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。[25-27-エ] | × |
| 3 | 募集株式の引受人の一部が出資の履行をしないときは、株式会社は、当該引受人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を、当該期日の2週間前までに通知しなければならない。[オジナル] | ×
※ |
| 4 | 株式会社の設立に際して、現物出資をする発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る現物出資財産の全部を給付しなければならない。[オジナル] | ○ |
| 5 | 発起人全員の同意があれば、出資に係る現物出資財産の給付は、株式会社の成立後にすることができる。[オジナル] | × |
| 6 | 発起人は、出資の履行をした日に、出資の履行をした設立時発行株式の株主となる。[オジナル] | × |
| 7 | 設立時募集株式の全額の払込みをした当該設立時募集株式の引受人は、株式会社のその本店の所在地における設立の登記がされた時に、設立時発行株式の株主となる。 | ○ |
| ※ | 出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を直ちに失う | |

【株式引受と利益相反】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 甲株式会社の募集設立に際し、設立時発行株式を引き受ける者となった乙株式会社の代表取締役と甲株式会社の発起人とが同一である場合には、甲株式会社の設立の登記の申請書に会社法第356条に規定する承認をした旨の乙株式会社の取締役会議事録を添付することを要する。[3-37-1, 23-29-イ, 令3-28-オ] | × |
| 2 | 甲株式会社の募集設立に際し、設立時発行株式を引き受ける者となった乙株式会社の代表取締役と甲株式会社の発起人とが同一である場合には、甲株式会社の設立の登記の申請書に会社法第356条に規定する承認をした旨の乙株式会社の取締役会議事録を添付することを要する。
[3-37-1 (23-29-イ)] | × |

【発起人と設立時募集株式の引受人の比較】

	発起人	設立時募集株式の引受人
出資の履行時期	設立時発行株式の引受け後遅滞なく（会社34）（※）	払込期日又は払込期間内（会社63 I）
失 権	他の発起人の催告により失権（会社36Ⅲ）★1	当然に失権（会社63Ⅲ）★2.3
設立時発行株式の株主となる時期	株式会社の成立の時（会社50 I）★6	株式会社の成立の時（会社102Ⅱ）★7

※ 設立時の現物出資

現物出資 発起人 → 会社	給付をすべき時期	設立時発行株式の引受け後遅滞なく（会社34 I）★4.5
	対抗要件を備える時期	発起人全員の同意があるときは、株式会社の成立後にすることができる（会社34 I 但書）

【株式引受と利益相反】

甲株式会社 発起人 A （設立手続） ⇕ 株式引受 乙株式会社 代表取締役 A （引受人）	募集設立の際において、設立時発行株式の引受けが会社法356条の利益相反取引に該当する場合であっても、株式会社の設立の登記の申請書には、当該他の株式会社において利益相反取引の承認を受けたことを証する書面を添付することを要しない（会社47Ⅱ参照，昭61.9.10 民四6912 号）。★1 ※ 募集株式発行でも同様の先例がある（昭61.9.10民四6912号）★2
---	---

【設立時募集株式の引受けの申込みの無効又は取消しの主張の制限】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 設立時募集株式の引受人は、創立総会においてその議決権を行使した後であっても、株式会社の成立前であれば、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができる。〔令3-27-イ〕 | × |
| 2 | 発起人は、株式会社の成立後は、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができないが、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることはできる。〔オリジナル〕 | × |
| 3 | 募集設立の場合において、設立時募集株式の引受けの申込みをする意思がないにもかかわらず、当該申込みをした者は、当該株式会社が当該申込みに係る意思表示が表意者の真意ではないことを知っていたときは、当該申込みに係る意思表示の無効を主張することができる。〔オリジナル〕 | × |

【払込みに関する発起設立と募集設立の違い】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 発起人は、払込みの取扱いをした銀行、信託会社その他これに準ずるものとして法務省令に定めるものに対し、発起設立の場合には、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができないが、募集設立の場合には、当該証明書の交付を請求することができる。〔22-27-イ（令5-27-エ）〕 | ○ |
| 2 | 発起設立の方法によって株式会社を設立する場合において、発起人が引き受けた設立時発行株式につきその出資に係る金銭の払込みを受けた銀行は、当該株式会社の成立前に発起人に払込金の返還をしても、当該払込金の返還をもって成立後の株式会社に対抗することができない。〔29-27-ア〕 | × |

【設立時募集株式の引受けの申込みの無効又は取消しの主張の制限】

○＝主張可 ×＝主張不可

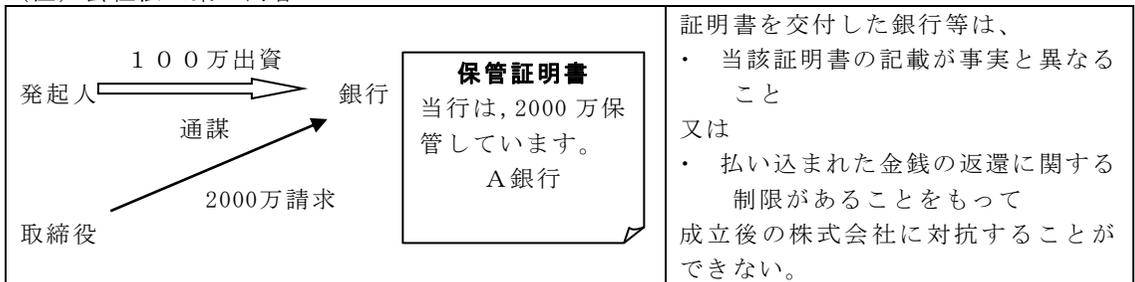
	会社成立前かつ議決権行使前	会社成立後又は議決権行使後
錯誤，詐欺，強迫	○ (会社51Ⅱ・102Ⅵ)	× ★1.2 (会社51Ⅱ・102Ⅵ)
意思無能力 行為能力の制限 詐害行為取消	○	○
心裡留保 通謀虚偽表示	× ★3 (会社51Ⅰ・102Ⅴ)	× ★3

【払込みに関する発起設立と募集設立の違い】

○＝必要 ×＝不要

	発 起 設 立	募 集 設 立
① 払込取扱機関での払込み（会社34Ⅱ・63Ⅰ）	○	○
② 払込金保管証明（会社64Ⅰ）★1（注）	×	○
③ 会社法64条2項の適用 ★2（注）	×	○

(注) 会社法64条の内容



【出資の履行完了の証明（募集設立・募集株式の発行・合同会社の設立との比較）】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 発起設立及び募集設立のいずれの場合においても、発起人は、設立時発行株式についての出資に係る払込みを、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 2 | 発起設立の場合も、募集設立の場合も、設立の登記の申請書には、払込みがあったことを証する書面として、設立時代表取締役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に預金通帳の写しを合綴したものを添付することができる。〔オリジナル〕 | × |
| 3 | 募集設立において、設立時募集株式の引受人が設立時募集株式の払込金額の全額の払込みを行った場合、設立の登記の申請書には、払込取扱機関が作成した払込金保管証明書を添付しなければならない。
〔オリジナル〕 | ○ |
| 4 | 株式会社の設立の登記に関して、当該設立が発起設立であり、設立しようとする会社が監査役設置会社である場合において、出資として金銭の払込みがされたときは、設立の登記の申請書に、設立時監査役の作成に係る金銭の払込みがあったことを証する書面を添付して、設立の登記の申請をすることができる。〔29-28-ウ〕 | × |
| 5 | 募集設立の方法による株式会社の設立の登記において、払込金のうち発起人の出資の履行部分については、金銭の保管に関する証明書に代えて、払込取扱金融機関における預金口座に入金の記録のある預金通帳の写しを合てつした設立時代表取締役の作成に係る払込取扱金融機関に払い込まれた金銭を証明する書面を添付して、設立の登記を申請することができる。〔令4-28-エ〕 | × |
| 6 | 当該設立が発起設立であり、設立の登記の申請書に払込みがあったことを証する書面として発起人名義の預金通帳の写しを添付する場合、代表者の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に預金通帳の払込金額に相当する額が入金された事実を確認できる箇所を添付すれば、併せて発起人名義の預金通帳であることが確認できる箇所を添付することを要しない。〔オリジナル〕 | × |

【定款認証と他の手続きとの先後関係】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 発起設立の方法により設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合において、公証人による定款の認証を受ける前に設立時発行株式の引受け並びに設立時取締役及び設立時監査役の選任が行われているときは、その後に定款の認証がされたとしても、設立の登記の申請は受理されない。〔28-29-オ〕 | × |
| 2 | 司法書士： 合てつ書面における預金通帳の写しに記録されている預金口座への入金の日付が、定款の作成日後、その認証日より前のものである場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができますか。〔25-29-イ〕
補助者： 定款は公証人の認証を受けなければ効力が生じませんので、当該預金口座への入金の日付が定款の認証日より前のものである場合には、当該書面は、出資履行書面とすることができません。 | × |

【出資の履行完了の証明（募集設立・募集株式の発行・合同会社の設立との比較）】

論点 会社の種類 ・局面	株式会社			合同会社 の設立
	募集設立	発起設立	募集株式の発行	
払込取扱機関への払込みの義務	あり (会社34Ⅱ)	★1	あり (会社208Ⅰ)	なし
払込取扱機関の払込金保管証明の義務	あり (会社64Ⅰ)	なし		
金銭出資の履行の完了を証する添付書面	払込金 保管証明書 ★2.3.5 (商登47Ⅱ⑤括弧書)	払込みがあったことを証する書面 (注) (商登47Ⅱ⑤, 会社34Ⅰ)(商登56②, 会社208Ⅰ) (商登117, 会社578)		

(注) 【発起設立における「払込みがあったことを証する書面」の具体的内容】

<p>① 払込金受入証明書</p> <p>② 設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に、次の書面のいずれかを合てつしたもの（合てつ書面） ★4</p> <p>i 払込取扱機関における口座の預金通帳の写し（表紙と該当頁）</p> <p>ii 取引明細表その他の払込取扱機関が作成した書面</p>

<上記に関する見解>

- 発起人名義の預金通帳の写しを申請書に添付する場合には、代表者の証明書に預金通帳の該当箇所を添付するだけでは足りず、発起人の氏名が確認できる表紙の部分等、発起人名義の預金通帳であることが確認できる箇所も併せて添付しなければならない（詳解商登・上[第3版]P638）。★6

【定款認証と他の手続きとの先後関係】

原則的な流れ	払込み金額を 定めた定款を作成	→ 認証 →	出資の履行 →	役員選任
先例が許容している流れ	払込み金額を 定めた定款を作成		→ 出資の履行 →	役員選任 → 認証

<上記に関する先例>

- 発起設立において、定款の認証前に株式の引受け及び役員を選任を行った場合、その後に定款の認証を受けたときは、当該設立の登記を申請することができる（昭31.5.19民四103号）。★1
- 定款認証日前であっても、払込金額が記載された定款の作成日より後の日付をもって払い込まれた事実が判明するときには、客観的に発起人間で内部的に払込額についての意思が形成されたものと認めることができるから、当該合てつ書面を出資履行書面とすることができる（昭31.5.19民四103号）。★2

【合綴書面について】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 株式会社の設立が発起設立であり、添付書面の記載から発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していないことが明らかである場合において、発起人及び設立時取締役以外の者名義の預金口座に出資に係る金銭が払い込まれたときは、当該設立の登記の申請書には、発起人が当該預金口座の名義人に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を添付しなければならない。 | ○ |
| | [令6-29-イ] | |
| 2 | 株式会社の設立の登記の申請書に当該株式会社に対する払込みを証する書面として添付すべき預金通帳の写しは、その記載された入出金の履歴から払込金額に相当する額が口座に入金された事実を確認することができるだけでは足りず、払込期日又は登記申請日においてその口座に払込金額相当額の残高があることを確認することができるものでなければならない。[20-34-エ] | × |
| 3 | 発起設立の場合、当該設立の登記の申請書には、当該株式会社に対する払込みがあったことを証する書面として、一定の日に払込みを受けた口座にある金額が存在することを証明する残高証明書を添付しなければならない。[オリジナル] | × |
| 4 | <p>司法書士： 合てつ書面における預金通帳の写しに係る預金口座が設立時代表取締役名義のものであっても、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができますか。</p> <p>補助者： 合てつ書面における預金通帳の写しに係る預金口座は、設立中の会社を代表する発起人の名義のものでなければならず、当該設立時代表取締役が発起人でない場合には、当該設立時代表取締役の名義の預金通帳の写しに係る当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができません。[25-29-ウ]</p> | × |
| 5 | <p>司法書士： 次に、払込金額が1,000万円とされている場合について考えてみましょう。合てつ書面における預金通帳の写しには、預金口座の現在残高としては1,000万円の記録があるものの、預金通帳の繰越しがされ、入金記録を合算しても、900万円分しかないとします。このような場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができますか。</p> <p>補助者： 合てつ書面における預金通帳の写しは、当該預金口座に1,000万円が払い込まれた事実が明らかとなるものでなければなりませんので、当該写しにおいて1,000万円に相当する金額の入金の記録の一部が欠落している場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができません。[25-29-エ]</p> | ○ |
| 6 | <p>司法書士： 合てつ書面における預金通帳の写しには、払込金額である1,000万円に相当する金額の入金の記録はあるものの、設立の登記の申請の前日に100万円の出金記録があるため、当該預金口座の現在残高としては900万円の記録しかないとします。このような場合には、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができますか。</p> <p>補助者： 合てつ書面における預金通帳の写しは、払込金額である1,000万円に相当する金額の入金の記録があるものであれば、引き出しの記録があるために当該預金口座の残高としては1,000万円に満たない記録しかないのであっても、当該合てつ書面は、出資履行書面とすることができます。[25-29-オ]</p> | ○ |

- 7 当該設立が発起設立であり、発起人がA株式会社及びB株式会社のみである場合において、A株式会社及びB株式会社が両社の代表取締役を兼務するC名義の預金口座に出資に係る金銭を払い込んだときは、Cが設立する会社の設立時取締役でないとしても、各発起人がCに対して払込金の受領権限を委任したことを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。〔30-29-イ〕

×

【合綴書面について】

		論点	結論
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">証明書</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">口座通帳の写し</div>	証明書の作成権者	設立時代表取締役（設立時代表執行役）の作成	○
		設立時監査役 of 作成	×
	預金口座の名義	1 発起人	○
		2 設立時取締役	○（注1）★4.7
		3 上記1, 2以外の第三者（平29.3.17民商41号）	条件つき○（注2）

（注1）発起人が当該者に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面（委任状）を併せて添付することを要する。なお、当該委任は発起人のうち一人からの委任で足りる。

★1

（注2）発起人及び設立時取締役の「全員」が日本国内に住所を有していない場合に限る。★7

状況	登記申請
口座通帳の写しではなく、残高証明書を添付すること	×（注）
預金通帳の繰越しがされているために入金の記録の一部が欠落しており、入金の記録の合算額が出資の履行額に満たない場合	×★5 （ハンドブックp112）

（注）記載された履歴から払込金額に相当する額が口座に入金された事実を確認することができなければならない、一定の日に当該口座にある金額があることを証明する残高証明書では足りない。★3

状況	登記申請
登記申請日において、その口座に払込金額の一部がない場合	○（注） ★6
設立中の会社に払い込まれた金銭について、これを直ちに設立事務所の賃料のために支出していた場合（ハンドブックp113）。	○

（注）記載された入出金の履歴から払込金額に相当する額が口座に入金された事実を確認することができれば足りる。★2

【払込取扱機関の該当の有無】

- 1 当該設立が発起設立である場合において、出資として金銭の払込みがされたときは、金銭の払込みがあったことを証する書面として、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に、銀行法に規定する銀行が銀行法の規定に基づき内閣総理大臣の認可を受けて設置した外国における当該銀行の支店の口座の預金通帳の写しを合てつしたものを添付することができる。〔オリジナル〕 ○

【設立時役員等の選任・解任方法】

(会社法)

- 1 設立時取締役は、発起設立の場合には、発起人の全員の同意によって選任されるが、募集設立の場合には、創立総会の決議によって選任される。〔22-27-エ (59-30-4, 8-27-5)〕 ×
- 2 A, B及びCが発起設立の方法によってD株式会社（以下「D社」という。）の設立を企図している場合、D社が監査等委員会設置会社及び種類株式発行会社でなく、かつ、単元株式数を定款で定めていない場合において、AがD社の出資の履行がされた設立時発行株式100株のうち60株を有するときは、Aは、単独で、設立時取締役の選任及び解任を行うことができる。〔21-27-3〕 ○
- 3 募集設立の場合、設立時取締役は、発起人の議決権の過半数により選任する。〔8-27-5 (17-28-オ, 22-27-エ)〕 ×
- 4 設立しようとする株式会社が会計監査人設置会社である場合、設立時会計監査人の選任は、発起設立においては発起人の議決権の過半数、募集設立においては創立総会で決定する。〔オリジナル〕 ○
- 5 発起設立の方法によって株式会社を設立する場合において、定款で設立時取締役を定めるときは、当該設立時取締役として定められた者は、当該定款につき公証人の認証を受けた時に、設立時取締役に選任されたものとみなされる。〔29-27-イ〕 ×
- 6 発起設立において、発起人が設立時監査役を解任するときは、発起人の議決権の過半数をもって決定する。〔オリジナル〕 ×
- 7 発起設立の場合、設立時取締役及び設立時監査役の解任は発起人の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。〔オリジナル〕 ×
- 8 発起設立の場合、設立時取締役の解任は、発起人全員の同意によってしなければならない。〔23-27-ウ〕 ×
- 9 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の発起設立の場合には、発起人は、会社の成立の時までの間、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、その選任した設立時監査役を解任することができる。〔25-27-ウ〕 ○

(商業登記法)

- 10 募集設立による設立の登記の申請書には、設立時取締役の選任に関する書面として、発起人の議決権の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 ×

- | | | |
|----|--|---|
| 11 | 定款で設立時取締役を定めた場合、その者を取締役とする設立の登記を申請することができる。[オリジナ] | ○ |
| 12 | 発起人が設立時取締役及び設立時監査役を選任した場合には、発起人の全員が同意した旨記載された選任書を添付しなければならない。
[6-33-4 (18-30-ウ, 24-28-オ)] | × |
| 13 | 発起設立においても、募集設立においても、会社の設立時取締役及び設立時監査役を定款で定めた場合、設立時取締役及び設立時監査役の選任を証する書面として、その定款を添付することができる。
[9-28-1 (17-30-ア)] | ○ |
| 14 | 株式会社の設立が発起設立であり、設立しようとする会計参与設置会社の定款に設立時会計参与を定めなかった場合には、当該設立の登記の申請書には、設立時会計参与の選任につき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。[令6-29-エ] | × |

【払込取扱機関の該当の有無】

内国銀行の日本国内本支店 (例：東京銀行の大阪支店)	○※1
内国銀行の海外支店 (例：東京銀行のニューヨーク支店)	○※2
外国銀行の日本国内支店 (例：ニューヨーク銀行の東京支店) ★1	○※1
外国銀行の海外本支店 (例：ニューヨーク銀行のボストン支店)	×

※1 従前からOK

※2 平28.12.20民商179号によりOK

【設立時役員等の選任・解任方法】

設立時役員等 (会社 39IV) = 設立時取締役 (設立時監査等委員である設立時取締役)・設立時監査役 設立時会計参与・設立時会計監査人

	発起設立	募集設立
選任	① 発起人の議決権の過半数 (会社40 I II) ★1. 2. 4. 12. 14 ② 定款による直接選任 (会社38IV) (注) ★11. 13	① 創立総会の決議 (会社88 I) ★1. 3. 4. 10. 12 ② 定款による直接選任 ★11. 13
解任	原則	創立総会の決議 (会社 91)
	例外	
	発起人の議決権の過半数 (会社40 I・43 I) ★7. 8	
	設立時監査等委員である取締役 設立時監査役の解任の場合 →発起人の議決権の3分の2以上に 当たる多数 (会社43 I 括弧書) ★6. 7. 9	

(注) 出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなされる (会社38IV)。★5

【設立時代表取締役等の選定及び解職（発起設立・募集設立共通）】

（会社法）

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 設立しようとする会社が取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合には、設立時取締役は、その過半数をもって設立時代表取締役を選定しなければならない。〔23-27-エ〕 | ○ |
| 2 | 設立しようとする会社が取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合には、設立の登記の申請書には、設立時代表取締役を選定したことを証する書面として、取締役会の議事録を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 3 | 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合、設立時監査等委員である設立時取締役の中から設立時代表取締役を選定することができる。〔オリジナル〕 | × |
| 4 | 設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、その過半数をもって設立時代表取締役を解職することができる。〔オリジナル〕 | ○ |

（商業登記法）

- | | | |
|----|---|---|
| 5 | 発起設立において、設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合、当該設立の登記の申請書には、設立時執行役の選任に関する書面として、設立時取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 6 | 教授： 設立しようとする株式会社が監査役会設置会社である場合、設立時代表取締役を選定したときは、当該設立の登記の申請書に、設立時代表取締役の選定に関する書面として添付しなければならない書面は何ですか。
学生： 設立時代表取締役の選定に関する書面として、設立時取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければなりません。〔オリジナル〕 | ○ |
| 7 | 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社である場合、設立時代表取締役を選定したときは、当該設立の登記の申請書に、設立時代表取締役の選定に関する書面として、設立時取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 8 | 取締役会設置会社でない株式会社の定款に取締役の互選により代表取締役1名を選定する旨の定めはあるものの、設立時代表取締役の選定に関する定めがない場合、当該設立の登記の申請書には、設立時代表取締役の選定について設立時取締役の過半数をもって決定したことを証する書面を添付しなければならない。〔21-28-オ、令3-28-イ〕 | × |
| 9 | 発起設立において、特別取締役を選定した場合、当該設立の登記の申請書には、設立時取締役の一致を証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 10 | 株式会社が設立に際して、定款に特別取締役による議決の定めを設けようとする場合、当該設立の登記の申請書には、特別取締役の選定に関する書面として、発起人の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |

- 11 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合、設立の登記の申請書には、設立時執行役の選任に関する書面として、設立時取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。[オリジナル]

○

【設立時代表取締役等の選定及び解職（発起設立・募集設立共通）】

		取締役会を置かない株式会社	取締役会設置会社 (指名委員会等設置会社を除く)
定める方法に関する定款の定め	なし	発起人による選定 (会社88 I)	設立時取締役による互選 (会社47) ★2.6.7 (注1)
	あり	以下のいずれかの方法を定款上定め、その方法により選定する ①直接定款に設立時代表取締役を定める ②発起人の選定により定める旨の規定を設ける ③創立総会の決議による旨の規定を設ける(募集設立に限る) ④設立時取締役の過半数の決定による旨の規定を設ける	
上記の方法での定めがない場合		設立時取締役全員が設立時代表取締役となる(会社349 I)	----- (注2)

(注1) 株式会社の成立の時までの間、設立時取締役の過半数をもって解職可能(会社47 II III)
★4

(注2) 設立しようとする株式会社が取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合には、設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。★3)の中から株式会社の設立に際して代表取締役となる者を選定しなければならない(会社47 I) ★1

＜まとめ＞

発起人の議決権の過半数 (定款に直接定めた場合を除く)	発起人の過半数 (定款に直接定めた場合を除く)	「設立時取締役」の過半数
<ul style="list-style-type: none"> ・設立時取締役の選任 ・設立時会計参与の選任 ・設立時監査役の選任 ・設立時会計監査人の選任(会社40 I II) <p>(募集設立の場合においては、設立時取締役等の選任は、創立総会の決議か、定款に直接定める方法による)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別取締役の選定★9.10 (特別取締役による議決の定めを設ける旨の決定) ・一定の場合、設立時代表取締役の選定(上記の図) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時委員の選定 ・設立時執行役の選任★5.11 ・設立時代表執行役の選定 ・一定の場合、設立時代表取締役の選定(上記の図)

(注)

(状況)	定款 「代表取締役は取締役の互選で定める」
(論点)	「設立時代表取締役を設立時取締役の互選で決めることができるか」
(結論)	×(登記情報540-19) ★8 ※設立時代表取締役の選定に関する定款の定めを置く場合には、明確に、「設立時代表取締役」の文言を用いたうえで、当該定めを定款の附則などの形で独立に規定しておくことが望ましい(同実例)。
(理由)	定款では取締役の互選を認めている。取締役と設立時取締役は別の概念である。

【就任承諾書の添付の要否】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 当該設立が発起設立であり、設立時取締役を定款で定めた場合は、その者が発起人以外の者であっても、当該設立の登記の申請書には、当該設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面を添付することを要しない。〔31-28-イ〕 | × |
| 2 | 株式会社の設立の登記の申請書に添付する設立時取締役の就任承諾書は、他の書面をもって援用する旨の申請書への記載により、添付を省略できる場合がある。〔オリジナル〕 | ○ |
| 3 | 発起人が定款において設立時取締役に選任されている場合、設立の登記の申請書に当該定款をもって援用する旨を記載することにより、当該設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の添付を省略することができる。〔オリジナル〕 | ○ |

【株式会社の設立登記申請における就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書】

- | | | | |
|---|---|---|---------------------------------|
| 1 | 取締役会設置会社でない株式会社を設立する場合において、定款の定めに基づき設立時取締役の互選により設立時代表取締役を選定したときは、設立の登記の申請書には、設立時取締役による互選を証する書面に押された設立時取締役の印鑑につき市町村長が作成した印鑑証明書を添付しなければならない。〔19-32-ア〕 | × | ×
設立の登記においては、当該印鑑証明書の添付は要しない |
| 2 | 取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）を設立する場合には、設立の登記の申請書には、設立時代表取締役の就任承諾書に押された印鑑につき市町村長の作成した印鑑証明書を添付する必要はない。〔19-32-イ〕 | × | |
| 3 | 株式会社の定款に取締役会設置会社である旨の定めはなく、かつ、監査役を置く旨の定めがある場合、当該設立の登記の申請書には、設立時取締役及び設立時監査役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑について市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。
〔21-28-イ〕 | × | |
| 4 | 発起設立において、設立しようとする会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合、当該設立の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ | |

【創立総会の招集】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 設立時株主は、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
|---|---|---|

【創立総会の権限】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 募集設立の場合、発起人は、会社の設立に関する事項を創立総会に報告しなければならない。〔8-27-4〕 | ○ |
| 2 | 創立総会において、変態設立事項を変更する定款の変更決議をした場合には、当該創立総会においてその変更に反対した設立時株主は、当該決議後2週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。〔オリジナル〕 | ○ |

【就任承諾書の添付の要否】

事例		就任承諾書を別途作成する必要性
定款において取締役を具体的に定めた場合	定款において発起人を定めている場合（被選任者が定款に署名又は記名押印している）	× （商事法務1245-23） ★2.3
	発起人以外の者を定めている場合	○ ★1
設立時役員等を選任したある発起人の一致を証する書面に被選任者が就任承諾をした旨の記載があり、かつ、被選任者自身の記名押印がある場合		× （商事法務1245-24、登記研究536-70）

【株式会社の設立登記申請における就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書】

	取締役会を置かない株式会社となる会社	取締役会設置会社となる会社
商登規 61 条 6 項 設立時に「選任に関する書面」の印鑑について、印鑑証明書の添付が必要とされる者	× ★1 （商登規 61VI 参照）	
商登規 61 条 4 項（5 項） 設立時に「就任承諾書」の印鑑について、印鑑証明書の添付が必要とされる者	設立時取締役 ★3.4 （商登規 61IV 前段）	設立時代表取締役 ★2 （指名委員会等設置会社では、設立時代表執行役） （商登規 61V・IV 前段）

【創立総会の招集】

招集時期	設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、
招集権者	発起人（会社65 I・58 I ③）★1

【創立総会の権限】

通 則	会社法に規定する事項及び株式会社の設立の廃止、創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる（会社66）（注）
詳 細	① 設立に関する事項の報告を発起人から受けること（会社87 I）★1 ② 発起人から調査書類の提出又は提供を受けること（会社87 II） ③ 設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の選任及び解任をすること（会社88 I・91） ④ 設立時取締役（設立しようとする会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）による設立手続の調査報告（会社93 II）を受けること

（注）－創立総会において変態設立事項が変更された場合（募集設立の場合のみ）－

創立総会において、変態設立事項を変更する定款の変更の決議がされた場合には、当該創立総会においてその変更に反対した設立時株主（株式会社の成立の時に株主となる発起人又は設立時募集株式の引受人）は、当該決議後2週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる（会社97）。★2

【創立総会で決議することができる事項】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 創立総会においては、招集の通知に、会議の目的たる事項として定款変更が記載又は記録されなくても、その決議をすることができる。
〔61-35-5 (58-32-エ, 26-27-エ)〕 | ○ |
| 2 | 創立総会においては、その招集通知に設立の廃止の議題の記載又は記録がない場合でも、設立の廃止の決議をすることができる。
〔15-29-ウ (26-27-エ)〕 | ○ |

【創立総会の決議要件】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 創立総会において設立時取締役を選任するには、すべての設立時株主の議決権の過半数を有する設立時株主が出席し、出席した設立時株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。〔15-29-イ〕 | × |
| 2 | 当該設立が募集設立である場合において、定款に設立時役員の設定がないときは、設立の登記の申請書には、議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数を有する設立時株主が出席し、出席した当該設立時株主の議決権の3分の2以上の賛成により設立時役員が選任された旨の記載がある創立総会の議事録を添付しなければならない。〔29-28-ア〕 | × |
| 3 | 当該設立が募集設立である場合において、議決権を行使することができる設立時株主の議決権の3分の2を有する設立時株主が出席し、出席した当該設立時株主の議決権の3分の2に当たる多数をもって商号を変更する旨の定款変更の創立総会の決議をしたときは、設立の登記の申請書に、当該創立総会の議事録を添付して、変更後の商号による設立の登記の申請をすることができる。〔令5-29-ウ〕 | × |
| 4 | 募集設立により設立しようとする会社が、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行うには、設立時株主全員の同意を得なければならない。〔20-28-エ (23-27-オ)〕 | × |
| 5 | 募集設立において、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合、定款を変更してある種類の株式を全部取得条項付種類株式とする定款の定めを設けるときは、全部取得条項を付される種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主の半数以上であって、当該設立時種類株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。〔オジナル〕 | ○ |
| 6 | 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合、定款を変更してある種類の株式の内容として株式の譲渡制限に関する定めが設定されたときは、これに反対した設立時種類株主は、当該種類創立総会の決議後2週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。〔オジナル〕 | ○ |
| 7 | 募集設立において、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合、定款を変更して、ある種類の株式の内容として株式の譲渡制限に関する定めを設けるときは、当該定款の変更は、当該種類株式を取得対価とする定めがある取得請求権付株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議を経なければならない。〔オジナル〕 | ○ |

【創立総会で決議することができる事項】

	目的である事項	目的とされていない事項
原則	決議できる（会社73IV本文）	決議できない
例外	-----	① 定款の変更★1 ② 設立の廃止（会社73IV但書）★2

【創立総会の決議要件】

		決議要件
創立総会	原則	当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数 (会社73I) ★1.2.3
	発行する全部の株式の内容として譲渡制限規定を設ける定款の変更	当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の半数以上であって、当該設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数（会社73II）★4
	発行する全部の株式の内容として取得条項付株式についての定款の定めを設け、又は変更する場合（廃止を除く。）	設立時株主全員の同意（会社73III）
種類創立総会	原則	議決権を行使することができる設立時種類株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時種類株主の議決権の3分の2以上に当たる多数による (会社85II)
	ある種類株式を譲渡制限株式とするための種類創立総会の場合（注1）	議決権を行使することができる設立時種類株主の半数以上であって、当該設立時種類株主の議決権の3分の2以上に当たる多数による（会社85III）（注2）★5
	ある種類株式を全部取得条項付種類株式とするための種類創立総会の場合（注2）	

（注1）当該種類創立総会で、当該定款の変更に反対した設立時種類株主は、当該種類創立総会の決議後2週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる（会社100II）。★6

（注2）

募集設立において、設立しようとする株式会社の種類株式発行会社である場合、定款を変更して、ある種類の株式の内容として株式の譲渡制限に関する定め、全部取得条項に関する定めを設けるときは、

①当該種類の種類株式の設立時種類株主

②当該種類の株式を取得対価とする定めがある取得請求権付株式の設立時種類株主★7

③当該種類の株式を取得対価とする定めがある取得条項付株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議がなければ、その効力を生じない（会社100I各号・108I④・II⑤ロ・⑥ロ）。

【設立時取締役等の調査】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 弁護士の証明を受けたことにより当該証明を受けた現物出資財産に係る定款の記載事項について検査役の調査が不要となる場合、設立時取締役及び設立時監査役は、当該証明が相当であることを調査しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 2 | 募集設立の場合、設立時取締役及び設立時監査役は、発起人による出資の履行が完了していることを調査しなければならないが、発起設立の場合においては、設立時取締役及び設立時監査役は、発起人による出資の履行が完了していることを調査することを要しない。
〔オリジナル〕 | × |
| 3 | 発起設立の場合において、設立時取締役及び設立時監査役は、設立に関する調査を終了した場合であっても、当該調査事項について法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときを除き、発起人に通知することを要しない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 4 | 発起設立の場合において、設立時取締役は、会社の設立手続を調査した結果、当該手続が法令又は定款に違反していないものと認める場合であっても、調査結果を発起人に通知しなければならない。
〔オリジナル〕 | × |
| 5 | 募集設立における設立時取締役は、その選任後、会社の設立の手続を調査した結果、その手続が法令又は定款に違反していないものと認める場合であっても、その調査結果を創立総会に報告しなければならない。〔20-28-ア〕 | ○ |
| 6 | 募集設立において、設立時取締役及び設立時監査役は、設立事項に関する調査により、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときに限り、当該調査の結果を創立総会に報告しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 7 | 設立時取締役及び設立時監査役の全部が発起人から選任された場合、現物出資財産等について定款に記載された価額が相当であることを調査する者を、創立総会で選任しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 8 | 定款に変態設立事項についての記載があり、設立時取締役の全員が発起人である場合において、創立総会の決議により設立時取締役及び設立時監査役による調査事項について調査する者を選任したときは、株式会社の設立の登記の申請書には、創立総会により選任された者による調査報告を記載した書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | × |

【設立時取締役等の調査】

	調査事項（会社46Ⅰ・93Ⅰ）（注1）	通知・報告先	
		どういうときに	誰に
発 起 設 立	①現物出資財産等について検査役の調査を要しない場合（会社33Ⅹ①②）において、定款に記載又は記録された当該財産の価額の相当性 ②現物出資財産等について弁護士等の証明を受けた場合（会社33Ⅹ③）においての、当該証明の相当性 ★1 ③出資の履行が完了していること ★2 ④①から③に掲げる事項のほか、株式会社の設立手続が法令又は定款に違反していないこと	法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるとき ★3.4	発起人 （会社46Ⅱ） （注2）
募 集 設 立	①現物出資財産等について検査役の調査を要しない場合（会社33Ⅹ①②）において、定款に記載又は記録された当該財産の価額の相当性 ②現物出資財産等について弁護士等の証明を受けた場合（会社33Ⅹ③）においての、当該証明の相当性 ★1 ③発起人による出資の履行及び会社法63条1項の規定による払込みが完了していること ★2 ④①から③に掲げる事項のほか、株式会社の設立の手続が法令又は定款に違反していないこと	調査が終わったら必ず（上記のように不当と認める事項がなくとも） ★5.6	創立総会 （会社93Ⅱ） （注3）

（注1）裁判所が選任した検査役の報酬は設立時取締役及び設立時監査役の調査事項ではない。

（注2）設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合には、調査を終了したときはその旨を、上記の通知をしたときはその旨及びその内容を、設立時代表執行役に通知しなければならない（会社46Ⅲ）。

（注3）設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）の全部又は一部が発起人である場合には、創立総会においては、その決議によって、調査をする者を選任することができる（会社94Ⅰ）★7
 → 会社法94条1項の規定により創立総会の決議で選任された者の調査報告を記載した書面は添付することを要しない（商登47Ⅱ参照，平18.3.31民商782号第2部第1.2(3)ウ(ア)）。★8

【株式会社の通常の設定登記申請における「調査報告書」の添付】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 現物出資の目的たる財産が市場価格のある有価証券である場合において、定款に定めた価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、株式会社の設定登記の申請書に、設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面を添付することを要しない。〔6-33-2（23-29-ウ）〕 | × |
| 2 | 現物出資財産について定款に記載された価額の総額が500万円を超えない場合には、設立の登記の申請書に、設立時取締役（設立する株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）の調査報告を記載した書面を添付することを要しない。
〔26-29-ア〕 | × |
| 3 | 株式会社を設立する場合に本店の所在地においてする設立の登記の申請書の添付書面に関し、定款にいわゆる変態設立事項の記載又は記録がないときは、申請書には、設立時取締役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。〔24-28-エ〕 | ○ |
| 4 | 設立しようとする株式会社が監査役設置会社以外である場合、申請書に記載する設立手続終了の年月日が添付書面から判明しないときは、定款に変態設立事項についての記載がないときであっても、当該設立の登記の申請書には、設立時取締役の調査報告を記載した書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 5 | 発起設立においても、募集設立においても、検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本を添付しなければならない。
〔9-28-4（13-31-ウ、26-29-ウ）〕 | ○ |
| 6 | 監査役設置会社ではない株式会社の設立において、定款に変態設立事項の記載がない場合、当該設立の登記の申請書には、設立時取締役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 7 | 設立時取締役及び設立時監査役による変態設立事項の調査については、株式会社の設定登記の申請書に、設立時取締役及び設立時監査役の全員の調査報告を記載した書面を添付しなければならない。
〔6-33-5（60-40-2）〕 | ○ |
| 8 | 募集設立の方法により設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合において、設立の登記の申請書に設立時取締役及び設立時監査役による調査報告を記載した書面の添付を要するときは、創立総会に出席した設立時取締役及び設立時監査役のみが作成したものを添付すればよい。〔28-29-ア、令6-29-ウ〕 | × |

【株式会社の通常の設立登記申請における「調査報告書」の添付】

	定款に変態設立事項の記載「なし」	定款に変態設立事項の記載「あり」	
		検査役が「選任されなかった」	検査役が「選任された」
「調査報告書」の添付 (商登 47Ⅱ③イ)	要しない ★3.4.6	設立時取締役(及び設立時監査役)の調査報告書及びその附属書類★1.2 (注)	検査役の調査報告書及びその附属書類★5

(注) 設立登記申請書に添付する設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面(会社 47Ⅱ③イ)は、設立時取締役及び設立時監査役の全員によるものでなければならない(昭 35.12.16 民甲 3139 号参照)。★7.8 調査報告義務の懈怠の責任(会社 53Ⅰ)は、過失のあった設立時取締役又は設立時監査役のみが負うことから、設立時取締役及び設立時監査役の全員が各自でしなければならないと解されるからである。

調査報告書

令和〇年〇月〇日〇〇商事株式会社(設立中)の取締役及び監査役に選任されたので、会社法第46条の規定に基づいて調査をした。その結果は次のとおりである。

調査事項

1 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項(会社法第33条第10項第1号及び第2号に該当する事項)

定款に定めた、現物出資をする者は発起人〇〇であり、出資の目的たる財産、その価額並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

イ 〇県〇市〇町〇番〇号 宅地 〇〇㎡
定款に記載された価額 金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 〇〇株

ロ 〇〇株式会社普通株式 〇〇株
価額 金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 〇〇株

① 上記イについては、時価金〇円と見積もられるべきところ、定款に記載した評価価額はその約4分の3の金〇〇円であり、これに対し割り当てる設立時発行株式の数は〇〇株であることから、当該定款の定めは正当なものと認める。

② 上記ロにつき、当該有価証券の価額は、時価〇円以上であり、当該定款の定める価額は相当であることを認める。

ハ 〇県〇市〇町〇番〇号 宅地 〇〇㎡
定款に記載された価額 金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 〇〇株
会社法第33条第10項第3号の規定に基づく弁護士の証明書及び不動産鑑定士の鑑定評価書を受領しており、これを調査した結果、正当であることを認める。

2 発起人〇〇の引受けに係る〇株について、令和〇年〇月〇日現物出資の目的たる財産の給付があったことは、別紙財産引継書により認める。

3 令和〇年〇月〇日までに払込みが完了していることは株式会社〇〇銀行の払込金受入証明書により認める。

4 上記事項以外の設立に関する手続が法令又は定款に違反していないことを認める。

上記のとおり会社法の規定に従い報告する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
設立時取締役 〇〇 太郎
同 〇〇 一郎
同 〇〇 次郎
設立時監査役 〇〇 花子

<最後に>

この講座が最も大切にしているのは、「効率の良さ」です。

勉強時間が限られている受験生が、1冊でインプットもアウトプットも完結できるように、長い年月をかけて作り込んできた、私（根本）が自信をもってお届けするテキストです。

多くの受験生が、「まんべんなく勉強したはずなのに、結局どれも身につけなかった」という悩みを抱えています。

そうした現状に気づき、この講座では“とにかく出題されるポイントだけに集中する”というスタイルを貫いてきました。

インプットとアウトプットを厳選し、無駄のない学習ができるように仕上げています。

目指すのは、単なる基礎固めではありません。

「基本は確実に押さえ、応用も半分以上」取れる力をつけて、択一でコンスタントに27～28問以上を取れるよう導く内容です。

インプットがつい疎かになってしまう方。

アウトプットばかりしてしまう方。

とにかく時間がなく、効率を求めている方。

そんな方にこそ、ぜひこの講座を受けてみていただきたいと思っています。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU25637